

西板持町会会則

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は西板持町町会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は西板持集会所（兼 富田林市立「西板持老人いこいの家」）に置く。
所在地 大阪府富田林市西板持町3丁目10番18号

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦・地域福祉の増進をはかり、地域伝統文化の継承と住みよい生活環境をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 回覧板の回付等会員相互の連絡や親睦に関すること。
- (2) 住みよい生活環境をつくるため、防犯、防災、交通安全等に関すること。
- (3) 本会の財産の維持管理に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(追伸)

- (ア) 本会の事業・活動として、特定の政党または宗教団体の支援は行わない。
- (イ) 地域自治会並びに福祉のために活動する機関及び団体と協力する。

第3章 地域（組）及び会員

(区域)

第5条 本会の区域は「別表1」に定めるものとし、区域内に「組」を置く。

(会員)

- 第6条
1. 本会、前条区域内に居住する個人で構成し、本会区域内に居住する方であれば加入することができる。
 2. 本会区域内の法人等（会社・事業所・工場・店舗等）は賛助会員になることが出来る。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

- 第8条 1. 第5条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会の方は、入会申込書(別紙様式1)を会長に提出しなければならない。
2. 本会は前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

- 第9条 1. 会員が次の各号の(1)に該当する場合には退会したものとする。
- (1) 第5条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
- (2) 本人より退会届(別紙様式2)が会長に提出された場合。
2. 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第4章 組 長・役 員

(組 長)

- 第10条 区域の各組毎に町会との連絡員として、組長1名を置く。

(役 員)

- 第11条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 役 員 | 20名 |
| (5) 監 査 | 3名 |

(組長の任務)

- 第12条 隣組組長は町会内の各隣組の代表として、町会運営に協力すること。

(役員の仕事)

- 第13条 本会の役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、また会務を記録し事業報告を行う。
- (3) 会計は会費その他会計事務を処理し、会計報告を行う。
- (4) 役員は指名された役職の担当業務を行い、また会長の要請に応え役員会において審議する。
- ・ 本会運営上必要な事業活動のため、次の役員に4部会を設け、各部会に部長1名と役員4名を置く。

事業部会

- ア、町内施設の工事計画、調査、管理に関すること。
- イ、国、府、市の行う事業への協力及び調査、明示立会。
- ウ、防犯灯の新設調査申請及び維持管理。
- エ、その他事業部会での検討事項。

防災衛生部会

- ア、災害防止対策及び消防団、水利組合との連携事項。
- イ、町内の環境衛生に関する事項。
- ウ、町内公共施設の清掃維持管理。
- エ、板持共同墓地管理委員を兼務。
- オ、その他防災衛生部会での検討事項。

徴収部会

- ア、町会費の徴収業務。
- イ、臨時徴収業務。
- ウ、町民の転入、転出の把握・調査及び広報部会との連携事項。
- エ、その他徴収部会での検討事項。

広報部会

- ア、市、町の広報紙等の組長への配付、伝達事項。
- イ、町民、隣組相互伝達事項。
- ウ、町民の転入、転出の把握・調査及び徴収部会との連携事項。
- エ、その他広報部会での検討事項。

◎各部長は取りまとめ及び連絡を密にし、当該部門の発展向上に努め町会業務に寄与すること。

(5) 監査は次に挙げる業務を行う。

- ア、本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- イ、会長、副会長、会計及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- ウ、会計及び資産の状況または業務執行について、不正の事実を発見したときはこれを総会に報告すること。
- エ、同号ウの報告のため必要であると認めるときは、総会の招集をすること。

(組長の任期)

- 第14条
1. 組長の任期は1年とする。但し、区域内各組において1年単位でその任期を定めても差し支えないこととする。但し、再任は妨げない。
 2. 補欠により選任された組長の任期は、前任者の在任期間とする。
 3. 組長は辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任期)

- 第15条 1. 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 第14条第2項及び第3項の規定を準用し、この場合において「組長」を「役員」と読み替えるものとする。

(組長・役員報酬)

- 第16条 本会の組長・役員は全て無報酬とする。但し、各会務遂行上必要な経費は支給する事がある。

(組長の選出)

- 第17条 組長は地域内各組毎に各組会員より、それぞれ選任する。

(役員選出)

- 第18条 役員は次により選出する。
1. 役員は会員の中から選任する。
2. 役員は次の通りとする。
(1) 三 役 町会長・副会長・会計
(2) 町会役員 20名 年齢に制限は設けない。
(3) 監 査 3名 役員でない会員の中から総会において選出する。
3. 監査と会長・副会長・会計・町会役員は、相互に兼ねることは出来ない。

第5章 機 関

(機 関)

- 第19条 本会は会の運営を円滑に行うための機関を設ける。
(1) 総 会
(2) 役員会

(総 会)

- 第20条 1. 総会は本会の最高議決機関で定期総会と臨時総会の二種とし賛助会員を除く会員をもって構成する。
2. 総会の議長は会員の中より選出する。
3. 定期総会は毎年度決算終了後、50日以内に開催する。
4. 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または第13条第5号のエの規定による請求があったとき、または役員会において必要と認めた場合、及び会員の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面をもって請求があった場合、開催する。

(総会の招集)

- 第21条 1.総会は会長が招集する。
- 2.会長は第20条第4項の規定により請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3.総会を招集するときは、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第22条 1.総会は次の事項を議決する。
- (1)事業計画及び事業報告に関すること。
- (2)収支予算及び収支決算に関すること。
- (3)役員を選任に関すること。
- (4)財産の管理並びに取得及び処分に関すること。
- (5)町会加入拒否に関すること。
- (6)会則の改正に関すること。
- (7)その他総会において必要と認める事項。
- 2.総会に提出する議案は、役員会において作成する。

(議決)

- 第23条 総会の成立は、会員の2分の1以上の出席を必要とし総会の議決はこの会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、第22条第1項、第4号・第5号及び第6号の議決については会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(総会の表決権及び書面表決等)

- 第24条 1.原則として会員(構成員)の表決権は平等である。但し、世帯単位で活動し意思決定が合理的であると認められる事項に限ってはその表決権を世帯単位に平等なものとして1票とする。
- 2.止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。
- 3.前項の場合における第23条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第25条 1.総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)日時及び場所。
- (2)会員の現在数及び出席者数。(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3)開催目的、審議事項及び議決事項。
- (4)議事の経過の概要及び結果。
- (5)議長及び議事録署名人の選任に関する事項。
- 2.議事録には議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(役員会の構成)

第26条 本会の役員会は監査を除く役員により構成する。

(役員会の機能)

第27条 役員会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の招集等)

第28条 1. 役員会は会長が必要と認めるとき招集し、会長が議長を務める。
2. 会長は役員3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 決)

第29条 役員会の成立は、役員2分の1以上(書面表決者及び表決委任者を含む)の出席を必要とし、役員会の議決は出席した役員過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会の書面表決等)

第30条 役員会は第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(経 費)

第32条 本会の運営経費は資産をもって支弁する。

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産。
- (2) 会費。
- (3) 活動に伴う収入。
- (4) 資産から生ずる果実。
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

第34条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第35条 本会資産で第33条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(事業計画及び予算)

第36条 1. 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告・収支決算書・財産目録等として作成し、監査役員の監査を受け、毎会計年度終了後50日以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計の帳票の整理)

第38条 会計は次の帳票を整理し、金銭の出納を正確にしておかななければならない。

- (1) 金銭出納簿。
- (2) 金銭伝票(入金、出納、請求書、領収書。)
- (3) 財産目録。
- (4) その他必要な書類。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第39条 この会則は総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、かつ大阪府富田林市長の認可を受けなければ変更することは出来ない。

(解 散)

第40条 1. 本会は地方自治法第260条の2第15項において、準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 慶弔及び見舞い

(記念品)

第42条 第26条の役員が任期満了もしくは、任期途中で退任の時は10,000円程度の記念品を贈る。

(御祝い)

第43条 御祝いは次の該当者に行う。

- (1) 本会会員中で5年以上在住の人が満百歳の誕生日を迎えられた時は20,000円を贈る。
- (2) 本会会員中、特に本会会務に功労があった団体、個人に対して役員会にはかり、(国・府・市)から勲章・表彰状の授与の栄に浴したときは、10,000円を贈る。

(御見舞)

第44条 本会会員中で被災等を受けた時は、役員会に諮りお見舞金を検討する。

(弔意)

第45条 第26条の役員が葬祭になった場合。

- (1) 会長が任期中及び退任後にかかわらず、逝去された時は香料もしくは供花と楢を捧げる。
- (2) 副会長及び会計が、在任中及び退任後、5年以内に逝去された時は香料もしくは供花と楢を捧げる。
- (3) 役員が任期中及び退任後、6ヶ月以内に逝去された時は香料もしくは供花と楢を捧げる。
- (4) 町会員が逝去された時は、楢を捧げる。

第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第46条 本会の事務所には会則、会員名簿、認可及び登記簿等に関する書類・総会及び役員会の議事録・収入に関する書類・財産目録、資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第47条 この会則の施行に関して必要な書類は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(附則)

1. この会則は平成22年4月1日から施行する。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. 平成23年5月8日の総会に於いて会計監査4名より、1名減の承認。
4. 平成24年5月13日の総会に於いて町会費の変更、平成25年4月1日より1世帯1ヶ月600円を徴収する。
5. 令和2年5月17日の総会に於いて町会会則第18条2項(2)町会役員の「年齢に制限は設けない」を承認、令和2年4月1日より施行する。

以上

会則・施行 細則

①町会員（会員の所属する世帯単位とする。）

1. 会員は次の権利を有する。
 - (1) 正式機関に出席し審議を行う。
 - (2) その他、すべての問題に参加し、均等に取り扱いを受ける。
2. 会員は次の義務を負う。
 - (1) 規則を守り、本町会の運営に協力する。
 - (2) 本会の議決機関の決議に従う。
 - (3) 総会、報告会には必ず出席し、やむを得ない理由で欠席の時は役員を通じ届出、委任状を提出する。
 - (4) 所定の会費、臨時納入金等は確実に納入する。
3. 町会員の転入・転出について。
 - (1) 会費は一世帯あたり1ヶ月600円とし、毎月の始めに徴収し、会計に納入する。但し、4ヶ月、6ヶ月、1ヶ年等の前納入を妨げない。（月の途中で入居した会員に対しては、月の19日までの入居者はその月の会費を徴収し、20日以降の入居者はその月の会費を徴収しない。）
 - (2) 納入した会費は、原則として返却しないものとする。但し、転出等の場合の翌月以降の前納金については、この限りではない。
 - (3) 転出者は、町会の所有する財産その他について一切の権利を放棄するものとする。

②役員会

役員会は、総会に次ぐ機関とする。

③役員を選出

1. 推薦投票方法。
 - (1) 西板持町推薦投票管理委員会を置く。
 - (2) 町会の会員中から各戸の一票をもって、推薦投票により選出する。
 - (3) 町会各戸に一枚、推選投票入場券を配布する。
 - (4) 投票所は、西板持集会所（兼富田林市立「西板持老人いこいの家」）とする。
 - (5) 町会各戸の代表者は、投票所まで出向き、推薦投票入場券と交換に推薦投票用紙を受け取り投票を行う。
 - (6) 投票日は3月。
 - (7) 投票時間は、午前8時～午後2時。
 - (8) 棄権者は全て信任票とする。
 - (9) 開票は投票終了後、即日開票とする。
 - (10) 投票率の如何に関わらず、開票後の結果は有効とする。
 - (11) 推薦投票立会人を婦人会三役・子供会三役・消防団三役とする。
 - (12) 推薦投票入場券は、別途組長より配布する。
 - (13) 集計用紙は町会長が保管し、次期総会終了後に廃棄する。

附 則 会則3について、平成24年5月総会にて会費を400円から600円に承認される。この細則は平成25年4月1日から施行する。

